

勤労者にアフォーダブルな 金融サービスを提供する銀行

—日本の労働金庫の経験から—

ファイナンシャル・インクルージョン研究会公開勉強会

2019年7月14日(日)JICA地球ひろば セミナールーム

明治大学経営学部 小関 隆志

KOSEKI@MEIJI.AC.JP

要 旨

- 多くの途上国では労働組合が労働者向けの金融サービスを既に提供しているか、提供しようとしている。
- 1920年代に欧米で労働銀行を設立した歴史があった。**日本の労働金庫は現在も存続する世界でも数少ない労働銀行**であることから、ILOが労働金庫の経験を紹介することとなった。
- 労働金庫は、多重債務問題にいち早く対応し、また各種のセーフティネット貸付を行うなど、ソーシャル・ファイナンスの取り組みを進めてきた。
- **労働金庫がその独自性を保ちながら今日まで存続した背景**としては、労働組合の統制・関与や、厚生労働省による監督、労働者自主福祉運動のネットワークがあった。
- 労働者個人への融資だけでなく、労働者の生活を丸ごと支援するような金融が求められる。

構成

1. はじめに
2. 労働組合による金融サービスの提供
3. 過去の「労働銀行」
4. 労働金庫による勤労者への金融サービス
5. 労働金庫から得られる教訓と勧告

参考文献一覧

1. はじめに

ワーキングペーパー刊行の経緯

- 2011年10月 「労働金庫：ファイナンシャル・インクルージョンを推進し、成功を収めている労働者組織の物語」(ROKIN BANK: THE STORY OF WORKERS' ORGANIZATIONS THAT SUCCESSFULLY PROMOTE FINANCIAL INCLUSION) [ILO WORKING PAPER NO.55](#), PP.1-23 (池崎翔子著)
- 2018年6月 ILO SOCIAL FINANCEよりワーキングペーパー改訂版執筆の要請
- 2018年9月 VALERIE BREDA氏 ([SENIOR TECHNICAL OFFICER, THE SOCIAL FINANCE PROGRAMME TEAM](#))来日、全国労働金庫協会の協力により1週間の現地調査
- 2018年8-11月 栗本昭氏(法政大学大学院教授)と小関が現地調査及び原稿執筆
その後VALERIE BREDA氏や関係者による監修・編集

1. はじめに

ワーキングペーパー刊行の経緯

- 2019年3月 全国労働金庫主催「[ろうきんシンポジウム ～持続可能な社会の実現と労働金庫の役割～](#)」／全国労働金庫が[SDGSの行動指針](#)発表
- 2019年3月 「労働金庫：日本において70年にわたり勤労者の金融アクセスを強化することで、包摂的な社会を構築してきた取組み」(ROKIN BANKS: 70 YEARS OF EFFORTS TO BUILD AN INCLUSIVE SOCIETY IN JAPAN THROUGH ENHANCING WORKERS' ACCESS TO FINANCE) [ILO WORKING PAPER NO.76](#), PP.1-53 (栗本昭・小関隆志著、VALERIE BREDA編) (2019.5改訂版公表)
- 2019年6月 ワーキングペーパーの[日英対訳版\(改訂版\)](#)を全国労働金庫協会が刊行

ILOワーキングペーパー ろうきんシンポジウム(2019.3)



ろうきん



International
Labour
Organization

100
1919-2019



PAPER No.76

労働金庫：日本において 70 年に
わたり勤労者の金融アクセスを
強化することで、包摂的な社会を
構築してきた取組み

Rokin Banks: 70 years of efforts to build an
inclusive society in Japan through
enhancing workers' access to finance

栗本 昭
小関 隆志
(監修) Valerie Breda

March 2019

1. はじめに ILOの刊行意図



WP100

- 途上国の労働組合による金融機関の設立が相次ぐ
- 日本は労働銀行の生き残った、世界でもまれな国；日本の成功事例を参考にしたい
（当初は労働金庫を「モデル」化して諸外国に複製するねらい）
- 最初のワーキングペーパー刊行（2011年）から時間が経過；データ更新
- ILO設立100周年記念事業（2019年）の一環に位置づけたい
- [ILO「仕事の未来」論 \(FUTURE OF WORK DEBATE\)](#) への対応策を見出したい—ILOの危機感

（労働金庫側の協力意図）

- SDGSの行動指針策定
- 労働金庫の広報宣伝



The Future of Work We Want:
A global dialogue

ろうきんSDGs行動指針 ~2019年3月~

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取り組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

2. 労働組合による金融サービスの提供 ILO WORKING PAPER NO.73 (2016)より

- LABOUR UNIONS AND THE PROMOTION OF INCLUSIVE FINANCE FOR WORKERS
([ILO WORKING PAPER NO.73](#), BY FLOREZ, MATZDORF AND QURESHI, 2016)
- **途上国においては、金融排除層の労働者に対して、労働組合が金融サービスへのアクセスを支援する動き**
- 主な金融サービスとしては、預金（現金を安全に保管：労組が給与から天引きして定期積立するなど）、貸付（不況時に失業者に低金利貸付など）、送金（移民労働者が国内外に仕送りなど）、保険によるリスク分散など

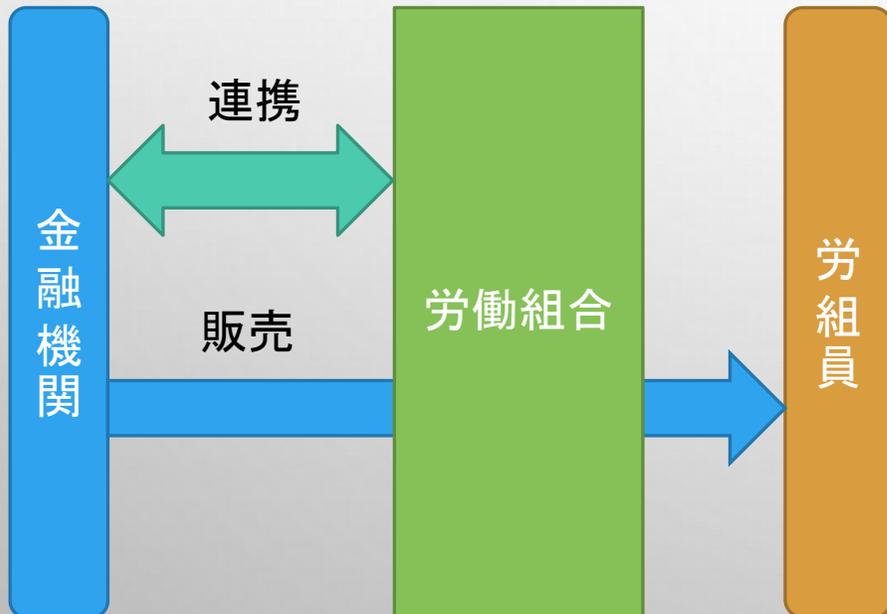
2. 労働組合による金融サービスの提供

ILO WORKING PAPER NO.73 (2016)より

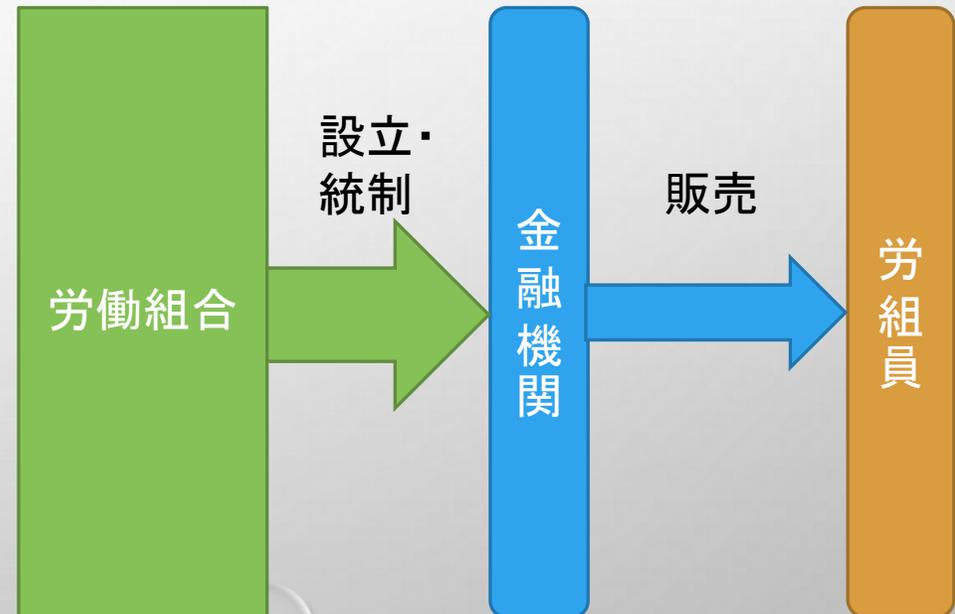
COOPERATIVE OR MUTUAL モデル

PARTNER-AGENT モデル

- 労働組合が金融機関のAGENTとして、労組員に金融商品を販売



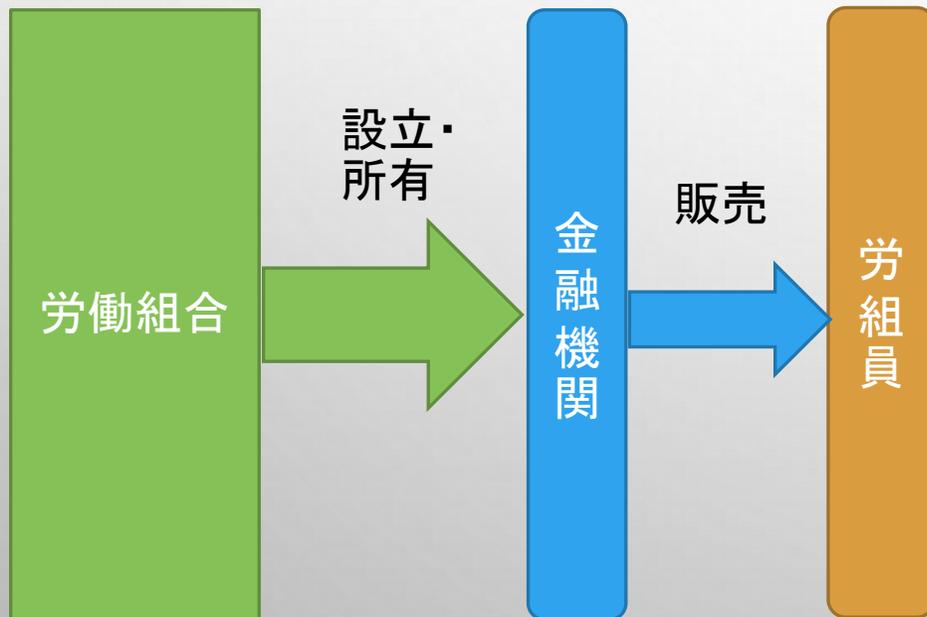
- 労働組合が協同組織金融機関(CUなど)を設立し、労組員に金融商品を販売



2. 労働組合による金融サービスの提供 ILO WORKING PAPER NO.73 (2016)より

RISK-BEARER モデル

- 労働組合が政府監督下の銀行や金融機関となるか、あるいは所有する



各モデルの特徴

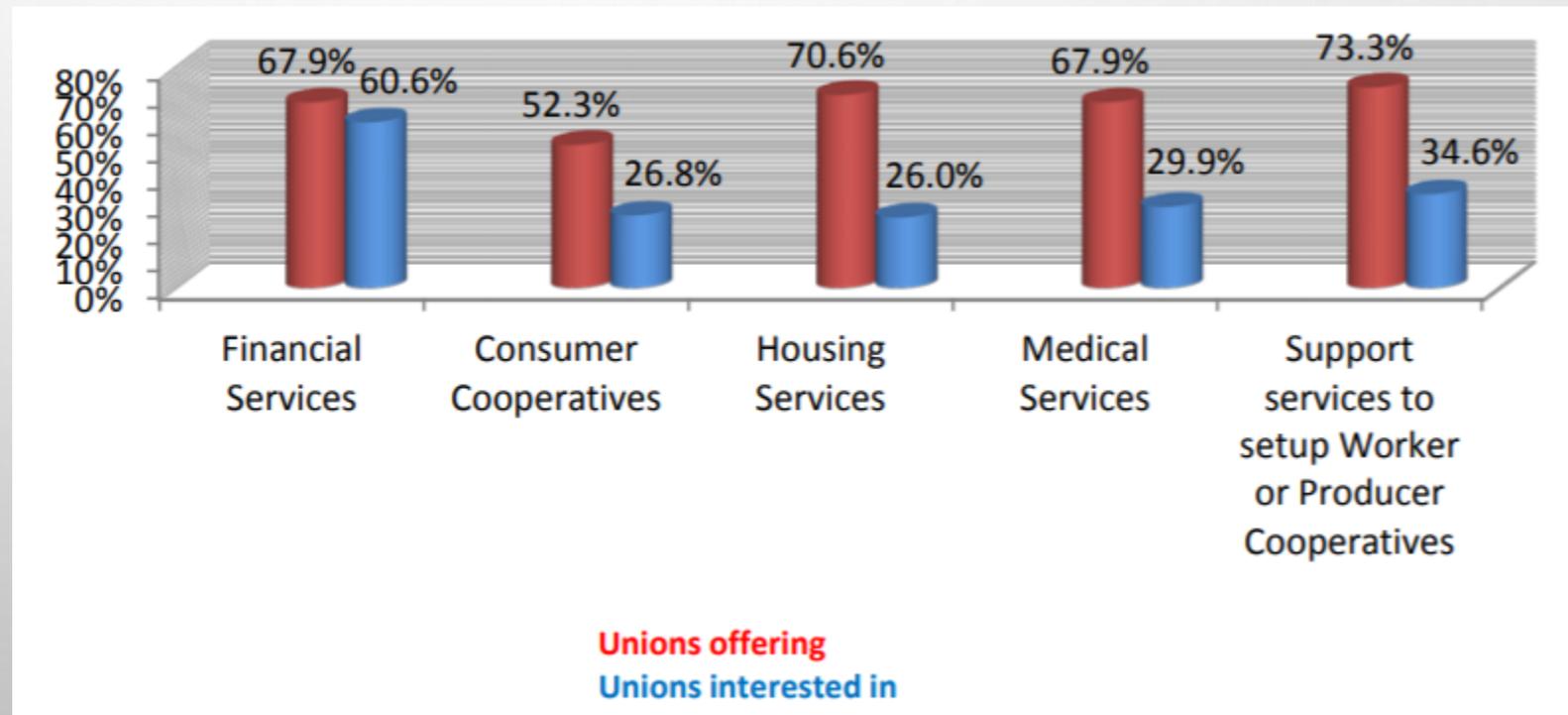
- PARTNER-AGENT: 労組員同士の関係構築に資する。労組員個人と金融機関の直接の関係を築けない。
- COOPERATIVE/MUTUAL: 労組が費用負担してくれる。労組が統制できる。専門性が弱い。
- RISK-BEARER: 労組の範囲外の利用者も増やせる。高い専門性を要求される。**

2. 労働組合による金融サービスの提供 [ILO WORKING PAPER NO.73 \(2016\)](#)より

労働組合に対する調査

- 109カ国の計166組合にアンケート。その後、いくつかの組合にインタビュー
- 労働組合が提供しているサービスのなかで、金融サービスは約3分の2を占める(P.24)

WP100

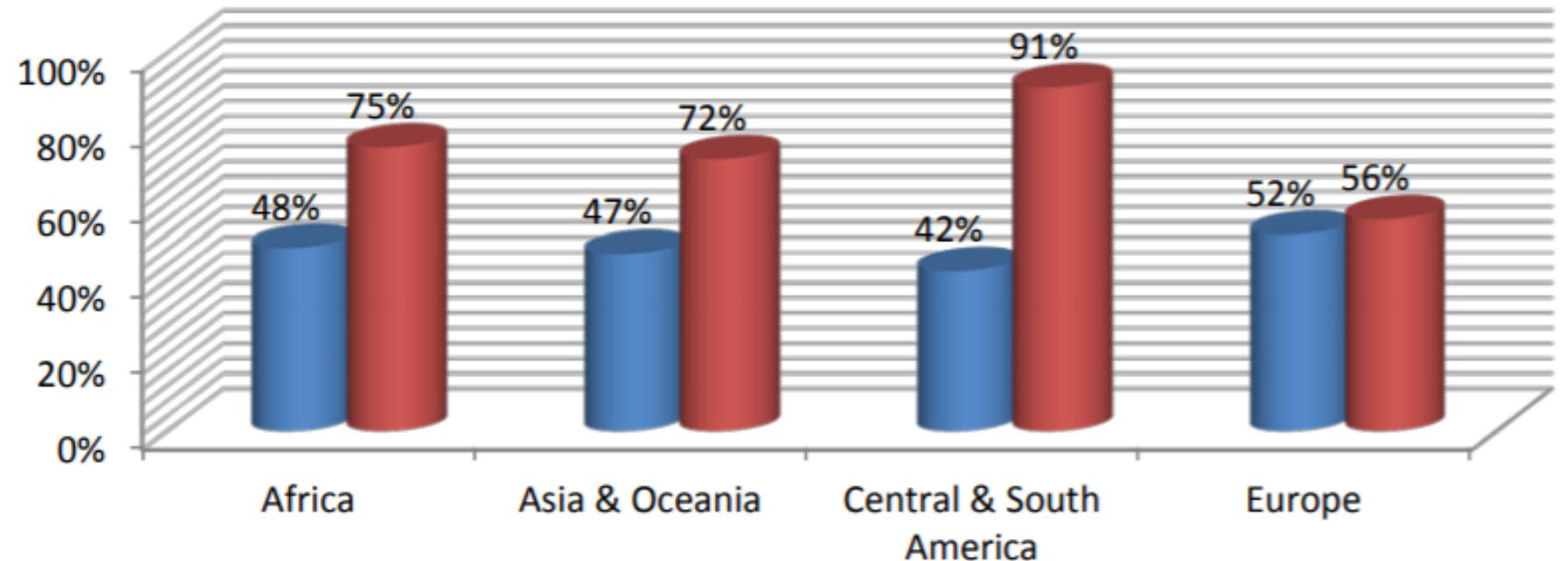


2. 労働組合による金融サービスの提供

[ILO WORKING PAPER NO.73 \(2016\)](#)より

- 地域による違い: 中南米は特に高い割合
- 中南米は労組の設立した協同組織金融機関や共済組合が主流、アジアは預金中心のSACCOS(預金貸付組合)やAGENTモデル、銀行モデル

Unions offering financial services
Unions interested in offering financial



Case studies			Services					
Country	Labour Organization	Legal Form	Loans	Savings	Insurance	Retirement Schemes	Other financial services	Non-Financial Services
Costa Rica	SITRAPEQUIA	Savings Fund	Emergency, consumption	Savings				Recreational service, financial and legal counsel
Dominican Republic	CASC	SACCO, Mutual	Consumption:	Savings	Funeral insurance			Health, Legal & Educational Services
Honduras	SITRAMEDHYS	SACCO, Mutual	Emergency, consumption	Savings	Death, disability insurance	Retirement scheme		Not specified
Malaysia	SBEU	Broker			Life, health, auto, general insurance	Pension fund	Credit cards	Financial literacy Training
Mexico	STRM	SACCO	Emergency, consumption, medical expenses	Savings	Loan insurance			Educational & legal services
Philippines	FFW	Credit Fund	Productive(for cooperatives)					Vocational training, administrative support
Rwanda	SENJOUSMEL	Mutual	Emergency, production, consumption					
South Africa	NUMSA	Broker	Consumption		Funeral, household, auto and medical insurance			Education bursary, medical aid, housing project

ケーススタディの8事例

法的形態、サービスの種類などもそれぞれ異なる

3. 過去の「労働銀行」

労働銀行

- 労働銀行(LABOR BANK): 労働組合が中心となって設立した金融機関。労働銀行は労働組合の組合費やストライキ資金、労組員個人の預金を受け入れ、労組員に融資するとともに余裕金を運用。ストライキの際は生活費・活動費を融資。
- 1910－1920年代に欧米で設立ブーム。1926年がピーク。1929年の世界恐慌後に大半が壊滅的な打撃を受けた(本位田1974)。
- 協同組合中心の消費者銀行は当時7か国に7行、また労働組合が設立した協同組合銀行は5か国に47行あった(三十年史編纂委員会1981)。

ヨーロッパ諸国

- ベルギー 1913年設立のベルギー労働銀行が最古の労働銀行
- ノルウェー・デンマーク 1919年に労働銀行設立

3. 過去の「労働銀行」



イギリス

- 1910年代 労働争議が激発し、労働組合は資金が枯渇。消費組合卸売連合会(CWS)銀行部からの借り入れが増えたため、次第に平常から労働組合の余裕金を銀行部に預けるようになった。CWS銀行部は後に協同組合銀行として独立し、労働組合や労働者の事業団体の機関銀行となった。(本位田1974)

ドイツ

- 1921年 カトリック系労組が、カトリック系消費組合中央会と連合してドイツ庶民銀行 DEUTSCHE VOLKBANKを設立。労組員に貯蓄の機会を与え、消費組合に運営資金を供給した。
- 1923年 社会民主党系の一般ドイツ労働組合連合が労働者・職員・公務員銀行(株式会社)を設立。インフレの中で労働者のための金融機関を必要とした。
- 1949年 消費組合と労働組合の折半出資によって協同経済銀行設立(本位田1974)

3. 過去の「労働銀行」

- アメリカ
- 1920年 労働銀行設立の機運高まる。クリーブランドで機関士組合協同銀行設立。その後、1925年までに他の7地方に同種の機関士の銀行設立。
- 1926年には36行に。第一次世界大戦後の不況と労働争議の頻発により、労働組合が勢力を維持するための手段として労働銀行運動が採用された(本位田1974)。
- 1929年の大恐慌で壊滅的な打撃を受けた後は、労働者の金融機関としてクレジットユニオン、貯蓄貸付組合SACCOS、相互貯蓄銀行が発展した。
- アメリカの労働銀行のうち2—3行が現存しておりその一つが1923年創業の [AMALGAMATED BANK](#)。労働組合の所有だが顧客は労組員に限らない。ミッション志向の銀行として知られる。
- このほか、スペイン・モンドラゴンの人民金庫もある



3. 過去の「労働銀行」

日本

- 大正時代、友愛会・総同盟の活動の中では労働者自主福祉事業が重視された。各総同盟傘下の関東同盟会は、組合罷業基金の共同管理とその金融を行うことを目的として、罷業相互金庫を設立。戦後の労働金庫や全労済の源流。(高木2005)
- 1921年 労働者の消費組合「共働社」の傍系組織として岡本利吉の指導により、「有限責任信用組合労働金庫」が東京市の認可を得て設立(組合員42名)。戦後の労働金庫のルーツとされる。第一次世界大戦後の不況下、低所得の労働者への融資を行う。しかし争議支援と関東大震災で決定的な打撃を受ける。1926年5月解散。当時、銀行は大口主義・担保主義(三村2014)。
- 1921年 労働者の消費組合運動の傍系として、岡本利吉の指導により「労働金庫信用組合」設立。(本位田1974、三十年史編纂委員会1981)

⇒ 日本でも欧米諸国と同時に労働銀行を設立していた

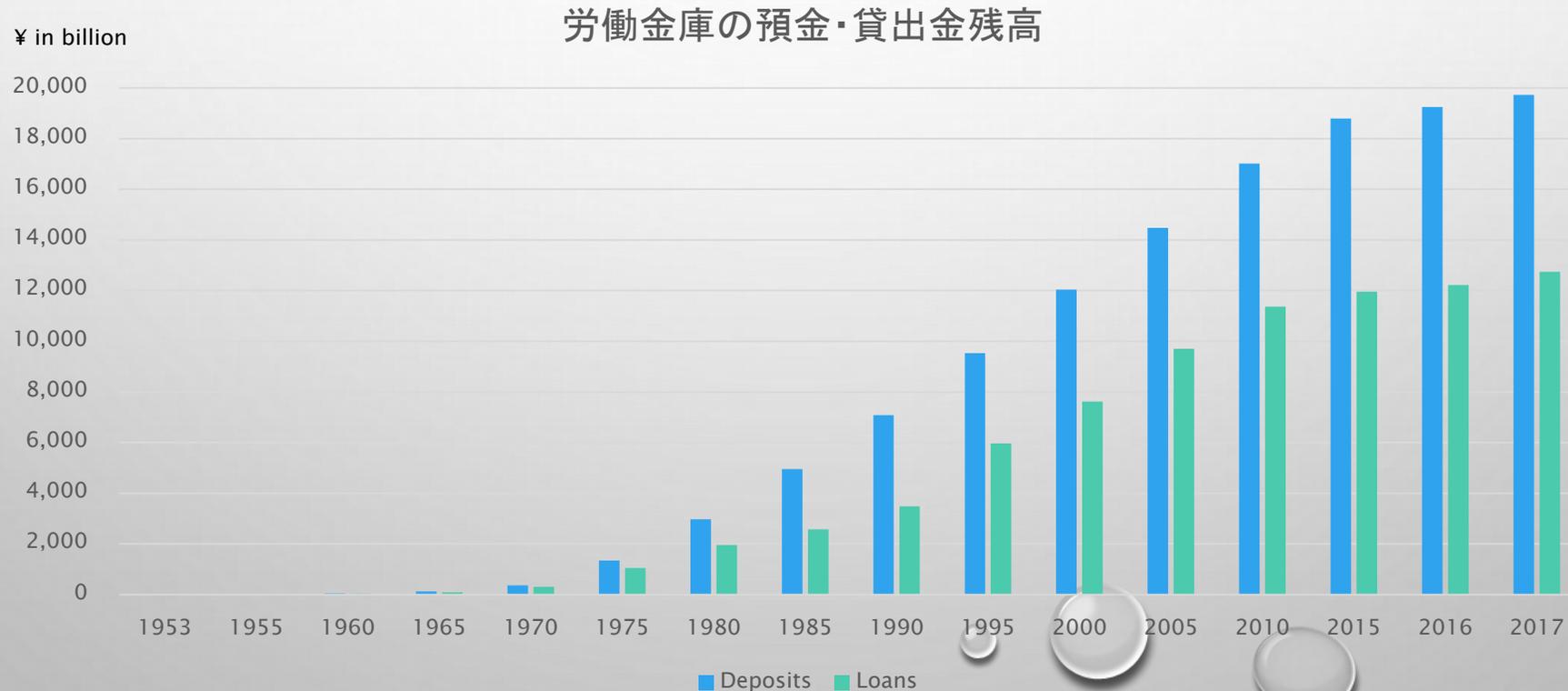
⇒ 先進国における1920年代の経験は、約100年後の途上国での動きに示唆を与え得るか

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス

労働金庫の事業概要

- 労働金庫は全体で19.7兆円(2018.3時点)の預金残高。日本の銀行の中で11番目
- うち、定期性預金は71%。大部分は労働組合との連携で集めた財形貯蓄

WP62



WP48

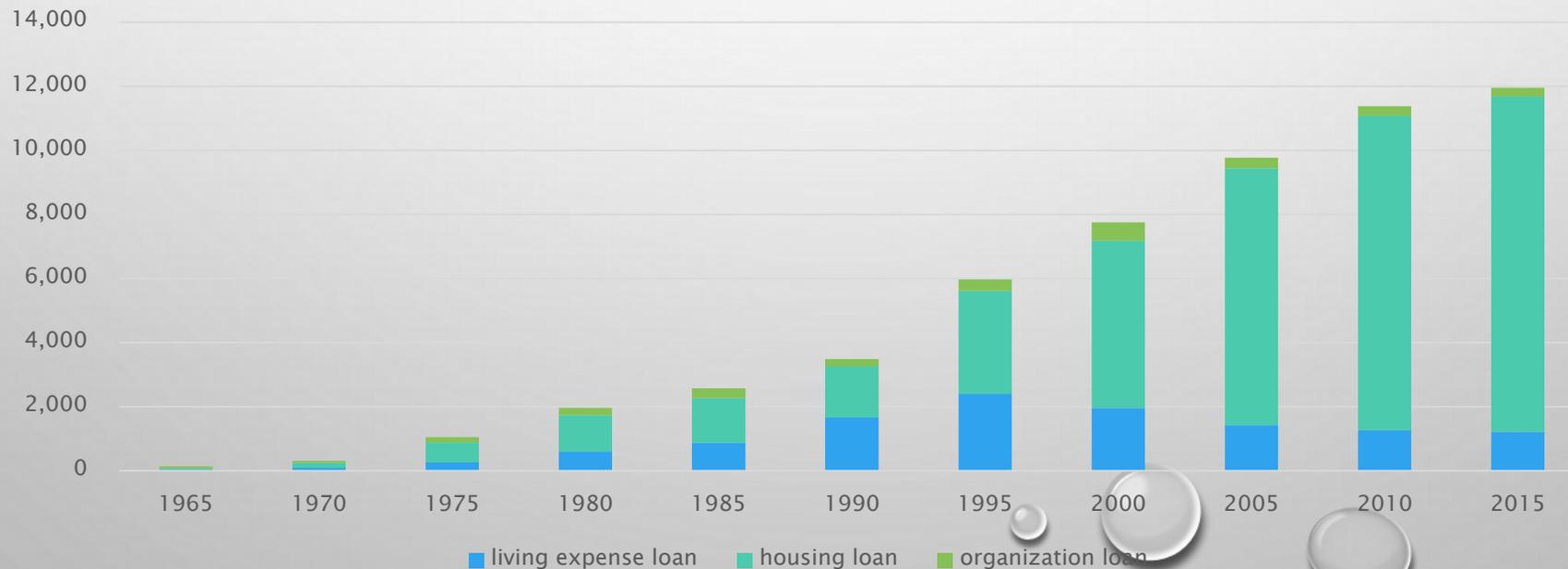
4. 労働金庫による勤労者への金融サービス

労働金庫の事業概要

- 労働金庫の設立当初(1950-1960年代)は労働組合や生協への融資が大きな割合
- 1970年代以降労働組合・生協の資金需要は低下。個人の生活資金需要をめぐり銀行と競合
- 現在、融資残高の9割弱は個人向けの住宅ローンに依存(三村2014)

WP54

労働金庫融資額

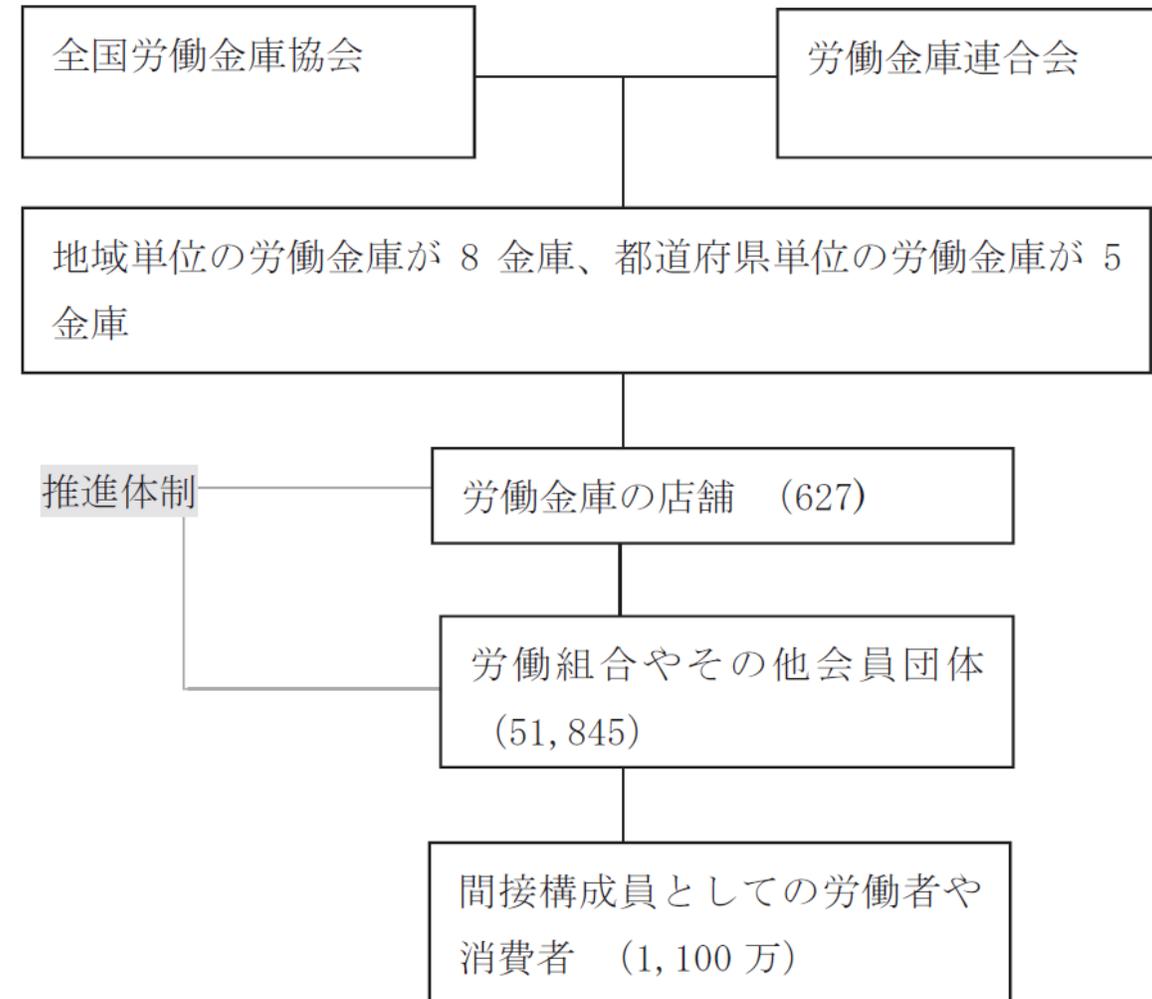


4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 労働組合との関係

- 団体構成主義：民間労働組合、生協、官公労働組合、その他労働者団体が労働金庫の会員。勤労者個人は「間接構成員」
- 個人ではなく団体が1票。会員の76%は労働組合。会員の代表は連合傘下の主要組合から選出されることが多い

⇒労働組合による支配

- 生協は会員のわずか1%で、関係は一般に薄い



4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 労働組合との関係

WP
40-44

- 労働金庫の各レベルに「推進組織」
 - ⇒ 労働組合との“二人三脚”で労働金庫の活用を促す
- 労働組合が労働金庫の業務を代替・補助
 - ⇒ 労働金庫にとっては省力化。他方、労働組合の協力度に左右される
- 労働金庫の営業担当が主要な労働組合の事務所に常駐し出張サービス
 - ⇒ 平日の日中に手続きができる利便性と、顔の見える信頼関係を強み
- 労働金庫は、労働組合が政府監督下の金融機関を所有する“RISK-BEARER モデル”に近いが、労組100%所有ではない。またガバナンスだけでなく労働金庫の業務上も労働組合が深く関与する点では“PARTNER-AGENT モデル”に近い。

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス

労働者自主福祉運動・労福協との関係

WP46

労働者自主福祉運動と労福協

- 労働者自主福祉：制度的な国家福祉および恩恵的な企業福祉の補完として、労働者自身の自主的な相互扶助による福祉活動
- 労働金庫、全労済、生活協同組合などは「労働者自主福祉運動」の構成要素。幅広い労働運動の一部をなし、労働者の生活向上に資する役割
- 第二次世界大戦後、様々な党派に分かれていた労働組合も「福祉はひとつ」のスローガンのもとに結集。各地に「労働者福祉協議会」（労福協）、全国組織として「労働者福祉中央協議会」（中央労福協）を設立
- 労福協は、労働組合と労働金庫、全労済、生協、地域福祉団体などをつなぐ”橋渡し役”

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス

労働者自主福祉運動・労福協との関係

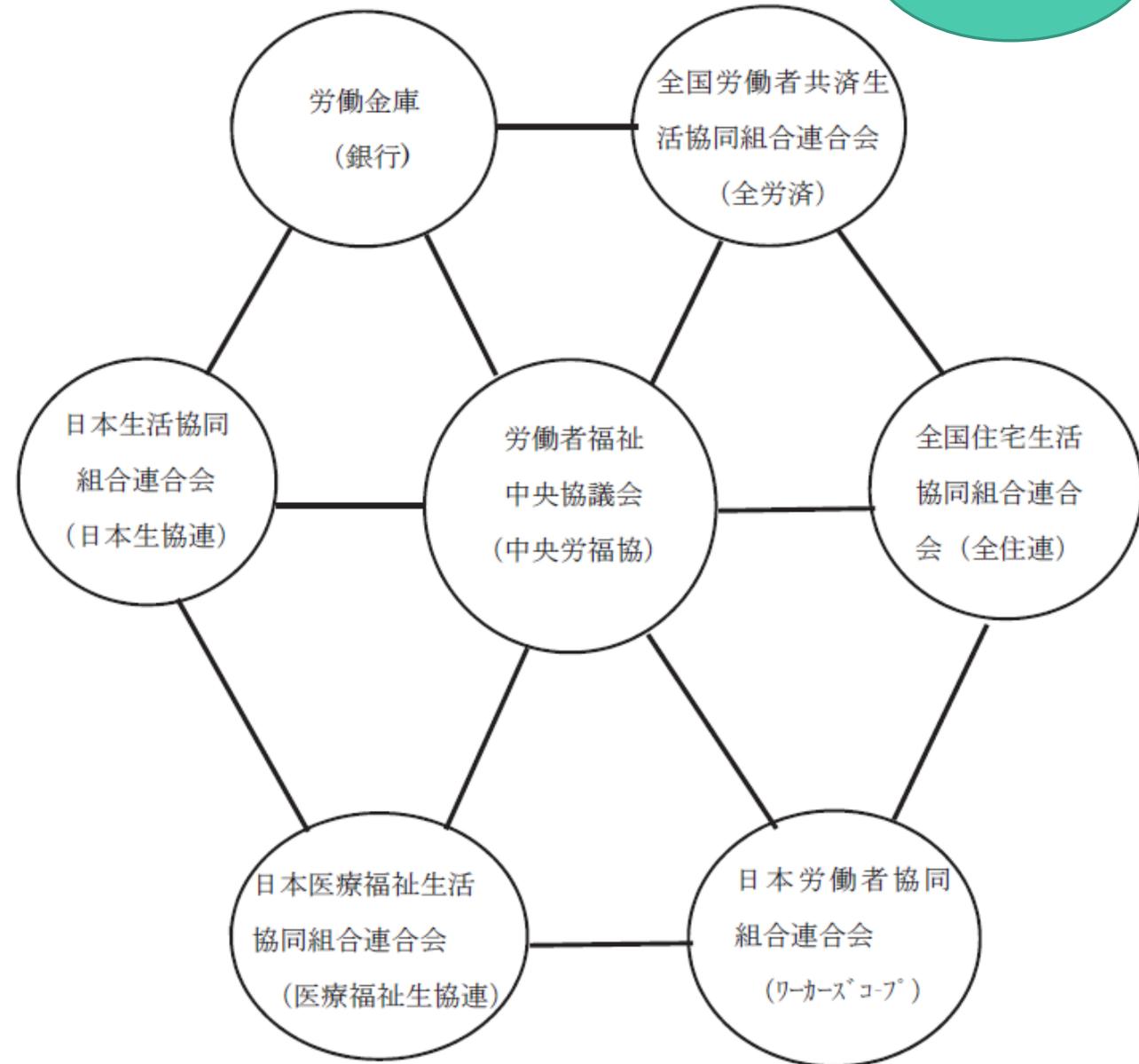
労福協の主な活動

- 社会的排除問題解決に向けた団体間の調整、労働者福祉団体間の協働（例：フードバンク）
- 労働者福祉に関する政策提言（例：多重債務者問題、奨学金問題など） ⇒ 労働金庫も協力
- ワンストップの相談窓口「ライフサポートセンター」の運営
- 労働組合・協同組合指導者への教育・研修、広報活動 など

WP46

単位	労働者福祉組織	労福協	労働組合
全国	労金協会、全労済、日本生協連、医療福祉生協連、全住連等	中央労福協	連合、産業別労働組合連合会
都道府県	都道府県単位の組織等	都道府県労福協	都道府県単位の地方連合会
地方	協同組合等	地方・地区労福協	地方協議会、労働組合

- 「労福協」という労働者自主福祉運動のゆるやかなネットワーク ⇒ 日本独自の形で、「モデル」としての一般化が容易ではない
- 労働金庫はネットワークのメンバーとして社会活動に参加；異業種間の幅広い連携によって労働者福祉を進める基盤をもっている
- 労働金庫のソーシャル・ファイナンス機能は労福協を通して発揮できた
- ただし、こうしたネットワークが実際にどこまで機能しているかは別問題



4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 金融包摂の取り組み

WP66

多重債務問題への対応

- 1970年代後半以降、高金利の消費者金融(いわゆるサラ金・団地金融)・販売信用(クレジットカードなど)からの多額の借入れで家計が破綻するという多重債務問題が顕在化
- 労働金庫は早くから多重債務問題に対処。1983年「多重債務問題キャンペーン」:3か月間で3500名に110億円の借り換え融資を実施(五十年史編纂委員会編2002)
- 労働金庫は地方の労福協や労働組合、全労済、生協、市民団体と連携し、貸金業の金利上限引き下げ要求運動に長年関わる(大塚・麻生2016) ⇒ 2006年 貸金業法改正に結実



貸金業法の完全施行とセーフティネット貸付の強化を求めたデモ行進(2009年3月) 写真:中央労福協

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 金融包摂の取り組み

WP66

多重債務問題への対応

- 2006年 [生活応援運動](#)を開始。各労働金庫が多重債務者の相談対応と予防対策。全国労働金庫協会も2007年から2年間で、電話相談「ヘルプデスク」を開設
- 2008年から、中央労働金庫と東京都による「東京都多重債務者生活再生事業」
- 労働金庫による多重債務問題への対処法：(1) 予防、(2) 金融教育、(3) 社会運動 ⇒ 多重債務者への直接救済ではない

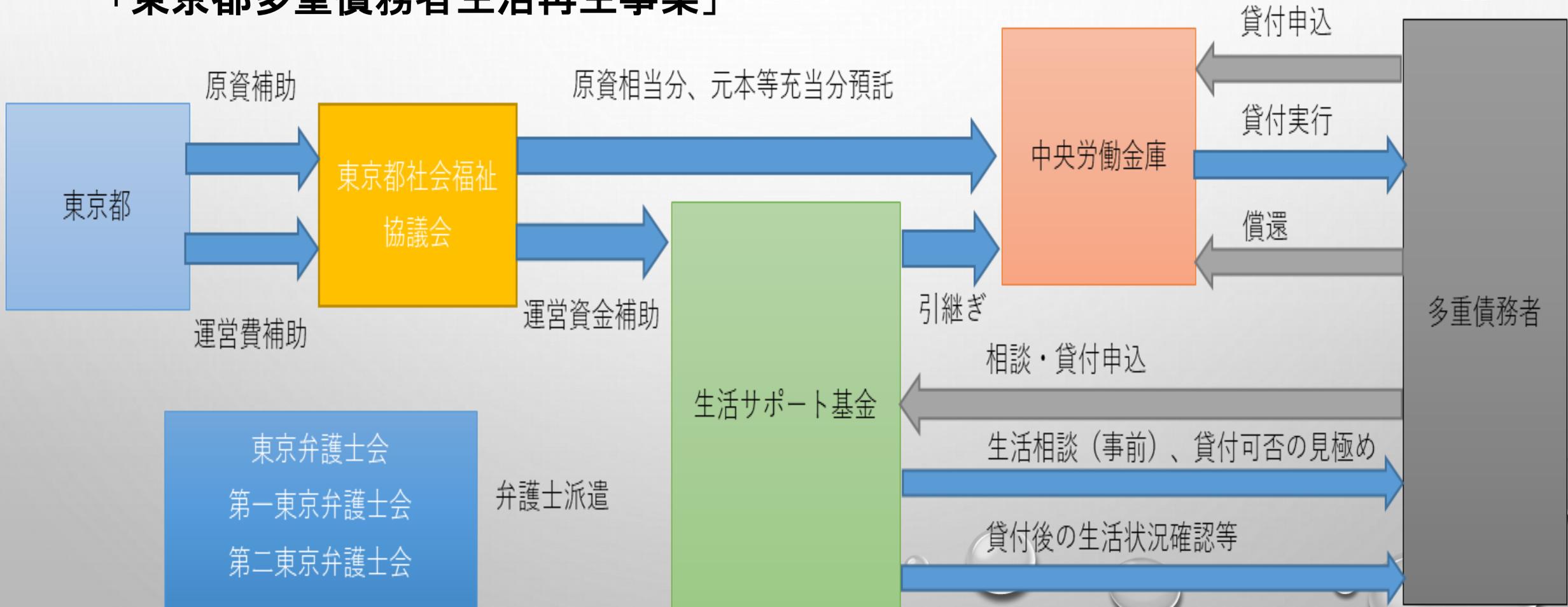
消費者向けの金融教育ブックレット
『マネートラブルにかっ！』2012年
マルチ商法や詐欺への対処法



4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 金融包摂の取り組み

WP68

「東京都多重債務者生活再生事業」



4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 金融包摂の取り組み

WP70

セーフティネット貸付

- 1995年 阪神淡路大震災の被災者に対し12,000件・500億円以上の緊急融資
- 2008年 リーマンショック後の金融危機下で失業者が多数発生したため、厚労省の要請により、住宅を喪失した失業者を対象に「就職安定資金融資」を開始(2010年終了)
- 2009年 厚労省と連携し、職業訓練中の者を対象に生活資金を融資する「求職者支援資金融資」を開始(現在も利用可)
- 2011年 東北労働金庫は東日本大震災の被災者に対し、既存融資の金利引き下げ、返済計画の見直し、低金利の融資

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 金融包摂の取り組み

WP78

非正規労働者への融資

- 2014年 新潟県労働金庫が非正規労働者を対象に、自動車ローンや教育ローンを想定した融資商品を開発した
- 長野県労働金庫はシングルマザー(非正規労働者を含む)を対象に、無担保ローンを開発した

⇒ ILOは「仕事の未来」の観点から、非正規労働者への金融サービスに特段の注目

多重債務の予防

- 低金利のカードローン(約7%)への借り換えを推奨。2015年以降、融資額が上昇に転じた
- 背景として、貸金業法改正後に顕著になった、銀行カードローンによる多重債務・自己破産

⇒ ILOはソーシャル・ファイナンスの分かりやすい意義として低金利に注目

WP56

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 非正規労働者へのアウトリーチ

労働金庫は、非正規労働者への金融アクセスをどれほど提供できているのか

- 新潟県労金・長野県労金のように非正規労働者向け専用商品をもつ例もあるが……
- WPIには、非正規労働者を組織するダイナムユニオンの例を紹介しているが……

各地の労働金庫によって姿勢は大きく異なる

- 2000年前後の合併により各県労金の独自性はかなり薄まった
- 合併しなかった新潟や長野などは独自性を発揮しやすい

労働組合に依存せざるを得ない：団体構成主義の限界

- ダイナムユニオンは非正規を組織しているが、渋谷区職労は正規のみ組織している
- **大多数の未組織労働者にとっては事実上利用困難**

WP26

WP
44,58

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 非正規労働者へのアウトリーチ

連合系の労働組合

- 非正規労働者を積極的に組織する連合系の労働組合はゼンセンなど一部にとどまる
- 連合系の労働組合は正規労働者中心

連 合
約700万人

全労連
約55万人

全労協
約10万人

労働金庫の経営方針に影響

- 非正規労働者を数多く組織する労働組合は全労協系（全国一般全国協など）だが、労働金庫からのアプローチは皆無
- 労働金庫は、建前上は党派限定しないものの、実際には連合系の労働組合が大多数
- 連合系の労働組合の意向により、他の党派の労働組合を事実上排除

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 生協・NPOへの金融

WP94

なぜ労働組合・労働者だけでなく、生協・NPOへの金融が重要なのか

- 労働組合の影響力の長期的な低落傾向
- 家庭や地域における労働金庫の認知度・プレゼンス
- 退職とともに労働金庫からも「卒業」

⇒ 持続可能性の観点から、“一本足打法”のリスク

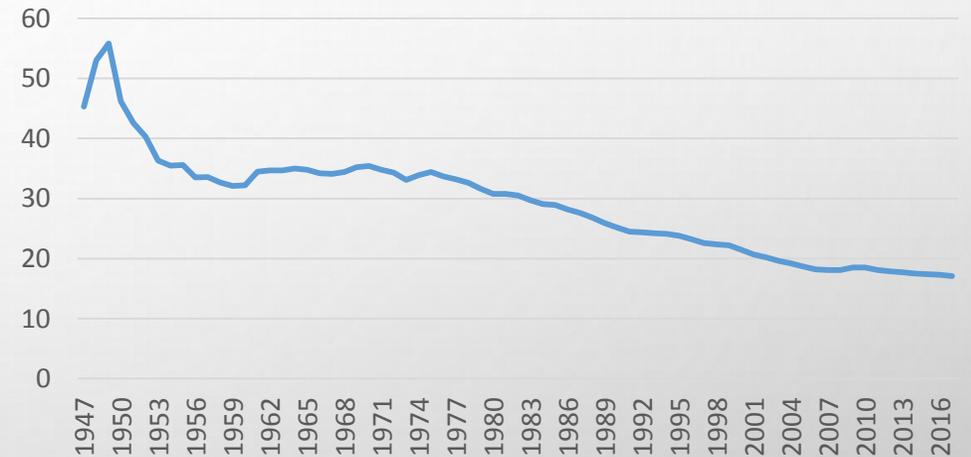
- 労働金庫はもともと労働組合と生協の二本柱
- 協同の理念を共有する存在として連携しやすい

⇒ 労働者の職場だけでなく、地域で生活を支える必要 (大内・平和経済計画会議編1987)

⇒ 生協やNPOは労働者の生活を多面的に支え、社会の居場所を提供する存在

⇒ NPOは銀行から融資を受けにくく、非営利協同の金融を求めている

図 11. 労働組合の推計組織率 (%)



4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 生協・NPOへの金融

WP38

生協との関わりはなぜ希薄なのか

- 1950-60年代は労組の設立した「勤労者生協」

⇒ 資金不足に苦しみ、労働金庫の融資を必要としていた

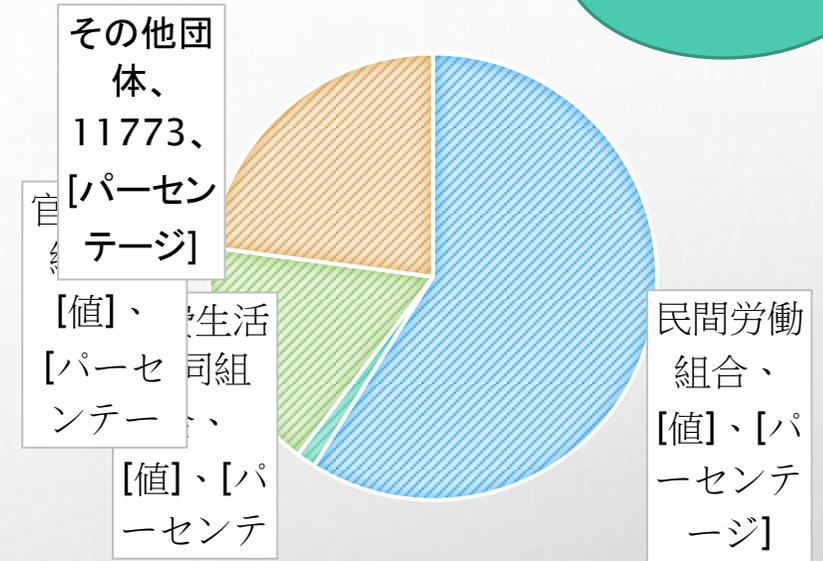
⇒ 勤労者生協の大多数は経営不振、解散・統合

- 1970年代以降に登場した「市民生協」

⇒ その多くは、労働運動ではなく市民運動を背景に登場

⇒ 1970年代以降銀行間の競争激化。生協の規模拡大とともに金融の選択肢が広がった

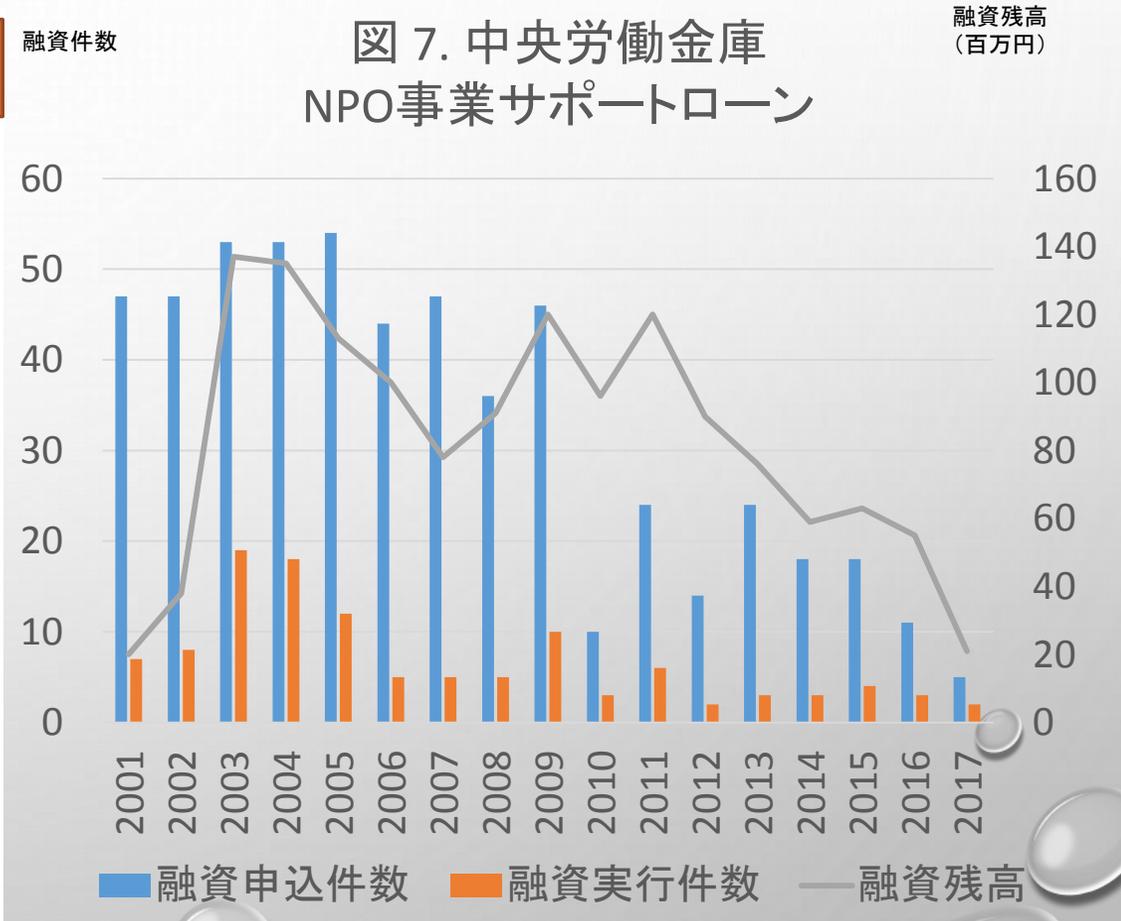
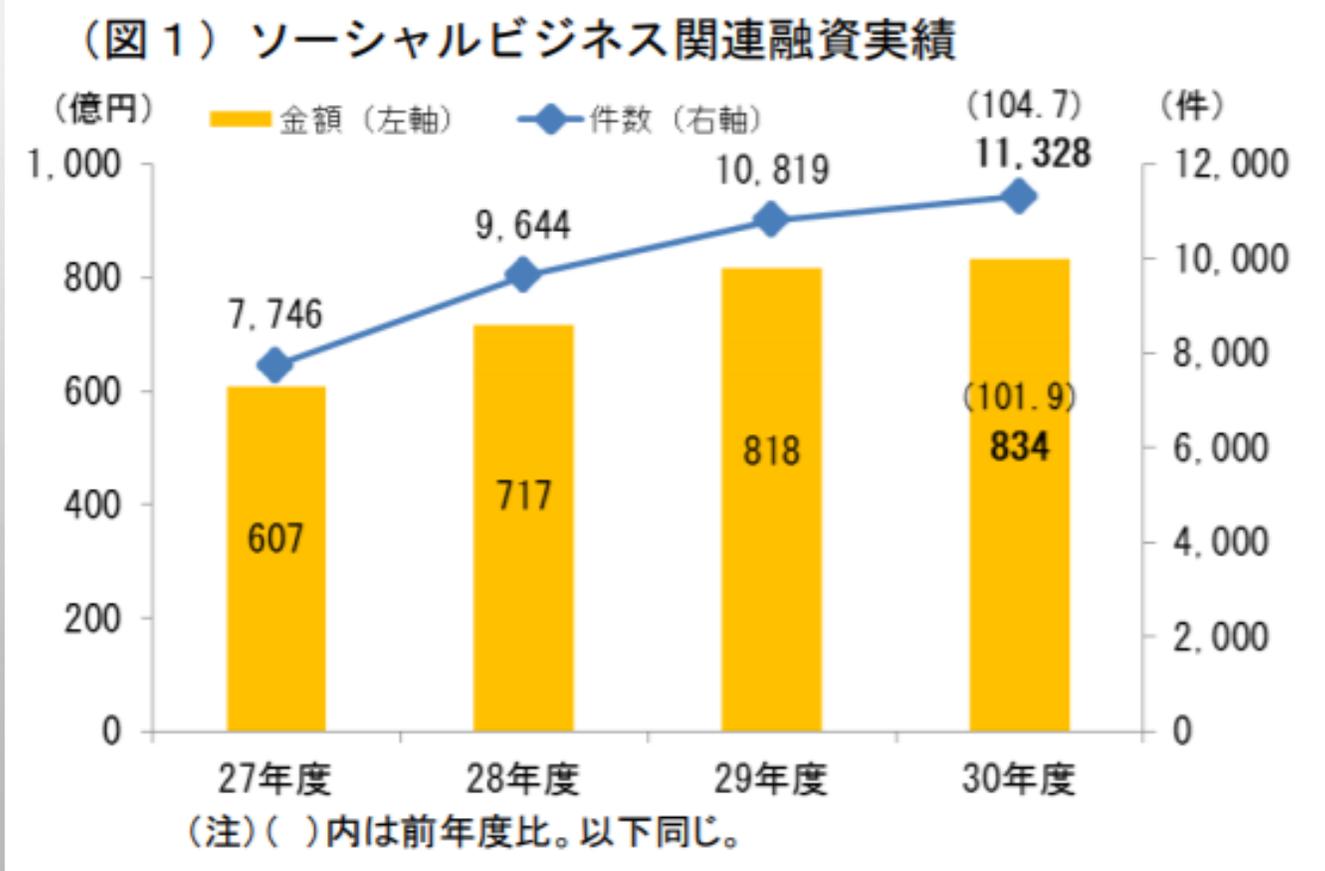
⇒ 労働金庫は一般的に、生協との関係を積極的に築いてこなかった (WPの生活クラブ生協の事例はむしろ例外的)



WP70

4. 労働金庫による勤労者への金融サービス 生協・NPOへの金融

日本政策金融公庫の融資実績は年々増えている



怒を高められる靶の機会につたか.....

5. 労働金庫から得られる教訓と勧告

なぜ日本では労働金庫が成功裏に発展したのか

労働金庫の存立基盤

- 最小限の福祉国家、企業主導の福祉制度の発達、職場単位の社会保障制度、家族主義の強さ（自由主義・保守主義レジームの混合型）に適応した事業展開

⇒ 企業別労働組合を通じた財形貯蓄、正規雇用の世帯主を前提とした住宅ローン

WP
98-100

労働者の共益性を担保する枠組み

- ガバナンス及び事業における労働組合の関与・協力
- 金融庁・厚生労働省双方からの監督
- 労働者自主福祉運動のネットワーク
- 職場で労働者との「顔の見える関係」

5. 労働金庫から得られる教訓と勧告

教訓と勧告

労働金庫の経験から一般化し得る教訓

- 労働者の生活を丸ごと支援するような組織間ネットワークを創造すること (特に職場だけでなく地域に展開する重要性)
- 労働組合以外に協同組合やNPOにも会員を広げて、労働者の生活を間接的に支えること (労働者個人への融資だけでは同型化が進んだ後に独自性を見失いかねない)

新たに労働銀行を設計する際に考慮すべき点

- 明確なミッションとビジョン
- 良質なガバナンス (ミッション・ドリフトの防止、過度な経営介入の防止)
- マーケティング戦略 (金融サービスは同型化による競合が起きやすい)
- ミッションと慎重さのバランス (特に金融排除層を対象とする場合)

参考文献一覧

- AKIRA KURIMOTO AND TAKASHI KOSEKI (2019) ROKIN BANKS: 70 YEARS OF EFFORTS TO BUILD AN INCLUSIVE SOCIETY IN JAPAN THROUGH ENHANCING WORKERS' ACCESS TO FINANCE, [ILO WORKING PAPER NO.76](#). (「労働金庫：日本において70年にわたり勤労者の金融アクセスを強化することで、包摂的な社会を構築してきた取組み」[日英対訳版\(改訂版\)](#)全国労働金庫協会)
- DIANA FLOREZ, PATRICIA MATZDORF AND ZAHID QURESHI (2016) LABOUR PROMOTION OF INCLUSIVE FINANCE FOR WORKERS, [ILO WORKING PAPER NO.73](#).
- SHOKO IKEZAKI (2011) ROKIN BANK: THE STORY OF WORKERS' ORGANIZATIONS THAT SUCCESSFULLY PROMOTE FINANCIAL INCLUSION, [ILO WORKING PAPER NO.55](#).

参考文献一覧

- 伊藤新一郎(2008)「福祉レジームとしての日本型福祉の変容——1990年代以降のリスク管理の展開と特質」『北海道医療大学』15
- 大内力・平和経済計画会議編(1987)『地域生活圏と協同組合運動——労働者自主福祉運動の現状と課題』お茶の水書房
- 大塚敏夫・麻生裕子(2016)「労働者福祉協議会(労福協)」教育文化協会・労働者福祉中央協議会編『共助と連帯』明石書店
- 五十年史編纂委員会編(2002)『全国労働金庫協会五十年史』全国労働金庫協会
- 三十年史編纂委員会(1981)『全国労働金庫協会三十年史』社団法人全国労働金庫協会
- 鈴木利徳(2003)「労働金庫の経営戦略6」『金融市場』14(10)
- 高木郁朗(2005)『労働者福祉論——社会政策の原理と現代的課題』(社)教育文化協会
- 法橋聡(2010)「非営利・協同セクター連携による地域の資金循環の仕組みづくり」『まちと暮らし研究』10
- 本位田祥男(1974)『労働者組合金融論』日本評論社
- 三村聡(2014)『労働金庫——勤労者自主福祉金融の歴史・理念・未来』金融財政事情研究会